

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の支払猶予について

1 目的

令和2年3月18日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、『生活不安に対応するための緊急措置』がまとめられ、水道料金をはじめとする公共料金の支払いに関する猶予を設ける方針が決定されました。これを受けて、厚生労働省及び総務省から水道料金などの支払猶予等に係る要請が関係機関に通知されたところであり、これらの通知を踏まえて水道料金の支払猶予を行うものです。

2 対象となる料金

令和2年度1期分（3月計量・4月請求分）以降の水道料金

3 対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水道料金の支払いが困難であるとして水道局へ支払猶予の申出をされた方。

4 猶予期間

一年以内の期間を限り徴収を猶予することとします。ただし、やむを得ない理由がある場合など、状況に応じて、もう一年延長することができることとします。（下水道使用料等の支払猶予についても同様の措置）

実務としては、個別の事情に応じて柔軟に対応することとしており、水道使用者と相談の上、支払方法や支払期限等を決定しています。なお、申請書や証明書等の書類提出は求めています。

5 相談及び支払猶予件数・金額

令和2年7月15日現在

	家事用	家事用以外	合計
相談件数	6	5	11
支払猶予件数	6	4	10
支払猶予金額(千円)	55	2,607	2,662

6 広報

水道局ホームページに関連記事を掲載するとともに、水道局だよりやとっとり市報にも関連記事を掲載しお知らせしました。

水道料金のスマートフォン決済について

令和2年4月1日から、金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、スマートフォン用のアプリを利用して水道料金の支払いができる「スマートフォン決済」を始めました。

1 スマートフォン決済の内容

事前に登録したスマートフォンアプリを起動し、納入通知書に印刷されたバーコードを水道使用者自身がスマートフォンのカメラで読み取ることで、金融機関やコンビニエンスストアに出向かなくても、水道料金を簡単に支払うことができます。

2 利用可能なスマートフォンアプリ

- ・ P a y P a y （ペイペイ）
- ・ L I N E P a y （ラインペイ）請求書支払い
- ・ 支払秘書

3 手数料

1件 60円（コンビニ収納と同額）

4 注意事項

- ・ 納付期限を過ぎたものは、納入できません。
- ・ 領収書が発行されませんので、必要な場合は、コンビニエンスストアや金融機関での支払いが必要となります。
- ・ 同一のスマートフォンアプリであれば、既に支払い済みの納入通知書での二重払いはできませんが、別のスマートフォンアプリであれば支払いができてしまいます。

5 広報

納入通知書の裏面を利用してお知らせするとともに、水道局だよりや水道局ホームページに関連記事を掲載しお知らせしました。

6 利用状況

4月実績	131件（納入通知書発送件数のうち	1.81%
5月実績	270件（	4.30%
6月実績	340件（	4.59%

災害用備蓄水の製作について

水道局では、水道事業の広報と防災意識の啓発をするために、鳥取市の水道水を原材料として使用した災害用備蓄水を製作しました。この災害用備蓄水は、水道局及び鳥取市の催事を中心に無料で配布します。また、ふるさと納税返礼品に出品します。なお、一般販売の予定はありません。

- 1 原材料 江山浄水場で膜ろ過した水道水を使用しています。（ボトル詰め過程で塩素を除去しています。）
- 2 ラベル 災害用備蓄水の原材料となる水道水をつくっている江山浄水場をデザインに取り入れたほか、災害に対する水道局の取り組みなどを記載しています。
- 3 内容量 490ml
- 4 容器 アルミ缶
- 5 賞味期限 製造日より10年間（2030年2月7日まで）
- 6 製造本数 20,000本（うち10,000本は災害備蓄用として鳥取市に納入しています。）

